

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年10月16日提出
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 真之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【電話番号】	03-6432-7746
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	楽天・NASDAQ－100インデックス・ファンド ※2024年10月17日付けでファンドの名称を「楽天・プラス・NASDAQ－ 100インデックス・ファンド」に変更します。
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 1,000億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年1月12日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、当ファンドの名称を「楽天・NASDAQ-100インデックス・ファンド」から「楽天・プラス・NASDAQ-100インデックス・ファンド」に変更および愛称を「楽天・NASDAQ-100」から「楽天・プラス・NASDAQ-100」に変更すること等に伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するとともに、委託会社等の経理状況の記載を新たな内容に更新するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

<訂正前>

楽天・NASDAQ-100インデックス・ファンド（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「楽天・NASDAQ-100」という名称を用いることがあります。

<訂正後>

楽天・プラス・NASDAQ-100インデックス・ファンド（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「楽天・プラス・NASDAQ-100」という名称を用いることがあります。

※2024年10月17日付けでファンドの名称を「楽天・NASDAQ-100インデックス・ファンド」から「楽天・プラス・NASDAQ-100インデックス・ファンド」に変更。（以下同じ。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

③ ファンドの特色

① 米国の株式市場の動きに連動する投資成果を目指します

◆マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、Nasdaq-100インデックス(円換算ベース)(以下、「対象指数」といいます。)に連動する投資成果を目指します。

●マザーファンドにおいては、ベンチマークとの連動性を維持するため、米国株式の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)、米国株式の指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。

●マザーファンドの投資信託財産の規模やマザーファンドへの資金流出入の規模によっては、ETFや株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなる場合があります。

※「Nasdaq-100インデックス(円換算ベース)」とは、委託会社が「Nasdaq-100インデックス」に日々の為替レートを乗じて算出したものです。指数の詳細については、「Nasdaq-100インデックスとは?」をご参照ください。

② 原則として、為替ヘッジは行いません

③ 効率的な運用を行うために、投資信託財産で保有する有価証券の貸付取引を行う場合があります

◆有価証券の貸付取引を行った場合には、その品賃料の一部は投資信託財産の収益となります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

！ Nasdaq-100インデックスとは？

「Nasdaq-100インデックス」は、米国のナスダック市場に上場している銘柄のうち、時価総額の大きい金融を除く100社の株式で構成される株価指数です。

当ファンドは、Nasdaq, Inc.またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc.およびその関連会社を「ナスダック社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。ナスダック社は、当ファンドの合法性もしくは適合性、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について保証するものではありません。ナスダック社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、有価証券全般、特に当ファンドへの投資の妥当性、およびNasdaq 100 Index[®]の株式市場全般のパフォーマンスに追随する可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行いません。ナスダック社と楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」）の関係は、Nasdaq[®]、Nasdaq 100 Indexの登録商標およびナスダック社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに当社または当ファンドとは無関係に、Nasdaqが決定、構築および算出を行うNasdaq 100 Indexの使用を許諾することに限られます。Nasdaqは、Nasdaq 100 Indexの決定、構築および計算に関し、当社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。ナスダック社は、当ファンドの発行に係る時期、価格もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、また関与していません。ナスダック社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関して一切の責任を負いません。

ナスダック社は、Nasdaq 100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および完全性を保証しません。ナスダック社は、Nasdaq 100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、当社、当ファンドの保有者、その他いかなる者または組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。ナスダック社は、Nasdaq 100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用に関して、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつ特定の目的または利用のための商品性または適合性については、いかなる保証も明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、ナスダック社は、逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害について、たとえ当該損害の可能性について通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

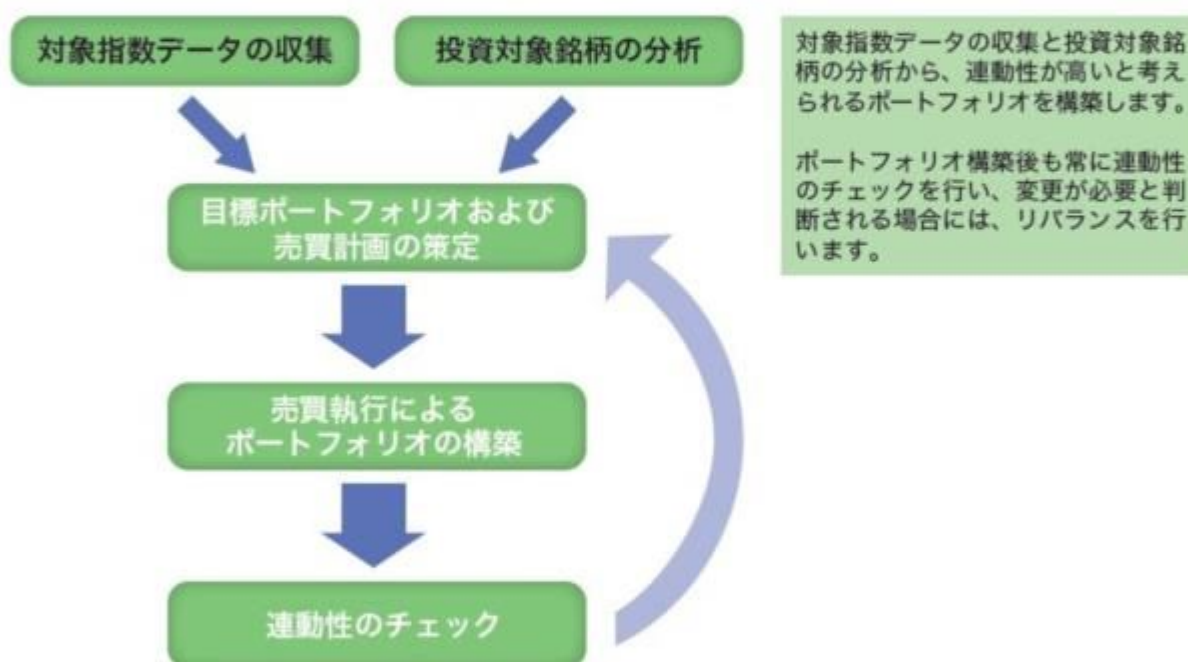
ファンドの仕組み

当ファンドは、「楽天・NASDAQ-100インデックス・マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」）とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



運用プロセス



*上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的、もしくはベンチマークとの連動性を維持する目的以外には利用しません。
- デリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

- 毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2024年1月30日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

<訂正後>

2024年1月30日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2024年10月17日

・ファンド名称変更

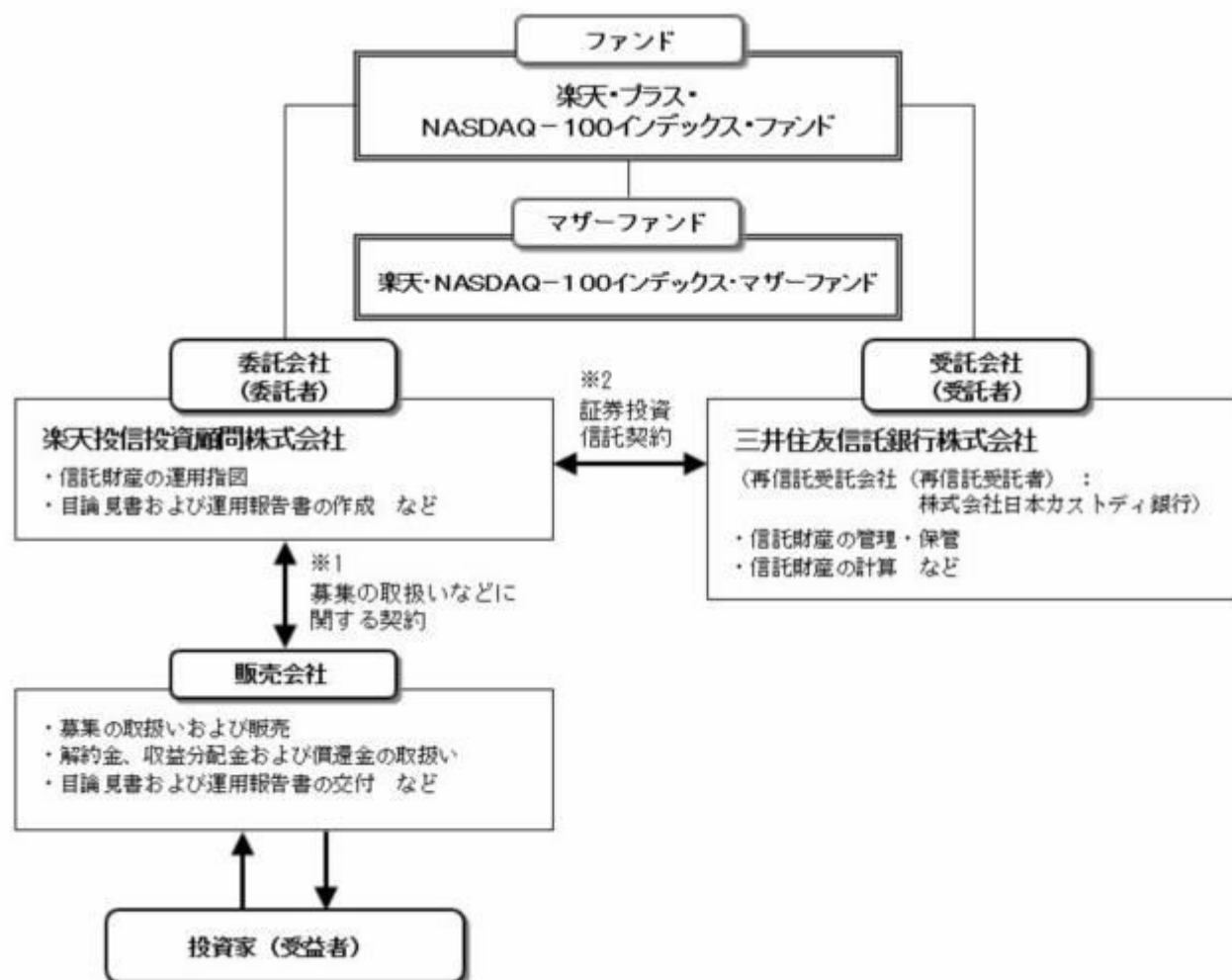
新名称：楽天・プラス・NASDAQ-100インデックス・ファンド

旧名称：楽天・NASDAQ-100インデックス・ファンド

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

<訂正前>

<楽天・NASDAQ-100インデックス・ファンド>
(略)

<訂正後>

<楽天・プラス・NASDAQ-100インデックス・ファンド>
(略)

（５）【投資制限】

＜訂正前＞

- ① 約款に定める投資制限
＜楽天・NASDAQ－100インデックス・ファンド＞
（略）

＜訂正後＞

- ① 約款に定める投資制限
＜楽天・プラス・NASDAQ－100インデックス・ファンド＞
（略）

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

- （４）取扱時間
① （略）
② 継続申込期間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

＜訂正後＞

- （４）取扱時間
① （略）
② 継続申込期間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※2024年11月5日以降は、原則として、午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜訂正前＞

- （２）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

＜訂正後＞

- （２）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※2024年11月5日以降は、原則として、午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2022年12月31日現在)	当事業年度 (2023年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		1,229,868	1,819,543
金銭の信託		800,000	800,000
前払費用		25,801	48,271
未収入金		1,655	—
未収委託者報酬		730,738	1,132,948
未収運用受託報酬		12,849	12,649
立替金		99,280	130,484
未収還付法人税等		—	6,458
その他		43,879	10,378
流動資産計		2,944,073	3,960,734
固定資産			
有形固定資産	※ 1	65,533	※ 1 68,147
器具備品（純額）		62,523	65,890
リース資産（純額）		3,009	2,257
無形固定資産		44,808	21,126
ソフトウェア		44,808	21,126
投資その他の資産		732,363	634,965
投資有価証券		627,161	532,737
長期前払費用		1,352	938
繰延税金資産		103,850	101,288
固定資産計		842,705	724,239
資産合計		3,786,778	4,684,974
負債の部			
流動負債			
預り金		12,285	11,419
未払金		125,845	189,064
未払費用		556,127	720,667
未払消費税等		33,214	67,464
未払法人税等		25,472	42,615
賞与引当金		38,564	88,276
役員賞与引当金		7,081	10,750
リース債務		827	827
流動負債計		799,419	1,131,085
固定負債			
退職給付引当金		88,175	112,301
執行役員退職慰労引当金		9,720	29,588
リース債務		2,482	1,655
固定負債計		100,378	143,544
負債合計		899,798	1,274,630

純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,111,325	2,596,129
利益剰余金合計	2,111,325	2,596,129
株主資本合計	2,891,041	3,375,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△4,061	34,497
評価・換算差額合計	△4,061	34,497
純資産合計	2,886,979	3,410,343
負債・純資産合計	3,786,778	4,684,974

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,499,624	3,327,980
運用受託報酬	135,404	137,412
営業収益計	2,635,028	3,465,392
営業費用		
支払手数料	983,483	1,408,681
委託費	120,454	129,598
広告宣伝費	7,067	5,897
通信費	103,672	116,133
協会費	3,969	6,090
諸会費	173	217
その他営業諸経費	20,491	80,890
営業費用計	1,239,312	1,747,509
一般管理費	※1・2 944,130	※1・2 1,057,908
営業利益	451,585	659,974
営業外収益		
受取利息	11	12
有価証券利息	345	388
投資有価証券売却益	2,264	32,169
為替差益	0	—
その他	739	53
営業外収益計	3,360	32,624
営業外費用		
投資有価証券償還損	2,467	—
為替差損	—	2
その他	—	81
営業外費用計	2,467	84
経常利益	452,478	692,514
特別利益		
その他の特別利益	—	12,959
特別利益計	—	12,959
特別損失		
固定資産除却損	—	298
その他の特別損失	84,156	—
特別損失計	84,156	298
税引前当期純利益	368,321	705,176
法人税、住民税及び事業税	157,217	234,828
法人税等調整額	△40,715	△14,456
法人税等合計	116,502	220,371
当期純利益	251,819	484,804

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,859,505	1,859,505	2,639,222	43,963	43,963	2,683,185
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	251,819	251,819	251,819			251,819
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△48,024	△48,024	△48,024
当期変動額合計	251,819	251,819	251,819	△48,024	△48,024	203,794
当期末残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	△4,061	△4,061	2,886,979

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	△4,061	△4,061	2,886,979
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	484,804	484,804	484,804			484,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				38,559	38,559	38,559
当期変動額合計	484,804	484,804	484,804	38,559	38,559	523,363
当期末残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

◇その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用
定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- (2) 賞与引当金
従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 執行役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
- (2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。
- (3) 成功報酬
成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

1. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

（貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	36,184	56,207

（損益計算書関係）

※ 1. 役員報酬の範囲

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
取締役 年額	200,000	200,000
監査役 年額	30,000	30,000

※ 2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
人件費	439,627	557,294
減価償却費	41,644	46,516
賞与引当金繰入額	38,564	88,276
役員賞与引当金繰入額	7,081	10,750
退職給付費用	19,198	26,442
執行役員退職慰労引当金繰入額	9,720	19,868
経営指導料	91,371	24,118

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備（工具、器具及び備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
1年内	26,950	2,400
1年超	2,400	—
合 計	29,350	2,400

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。
当社は保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	627,161	627,161	—
資産計	627,161	627,161	—

(注) 金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,229,868			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	730,738			
(4) 未収運用受託報酬	12,849			

資産計	2,773,456	—	—	—
-----	-----------	---	---	---

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	532,737	532,737	—
資産計	532,737	532,737	—

（注）金融商品の時価算定の方法

（1）投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,819,543			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,132,948			
(4) 未収運用受託報酬	12,649			
資産計	3,765,142	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用し、投資信託627,161千円については記載を省略しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	—	532,737	—	532,737
資産計	—	532,737	—	532,737

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

- （2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券
前事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	232,355	195,200	37,155
小計	232,355	195,200	37,155
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	394,805	437,815	△43,009
小計	394,805	437,815	△43,009
合計	627,161	633,015	△5,854

当事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	292,656	232,015	60,641
小計	292,656	232,015	60,641
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	240,081	251,000	△10,918
小計	240,081	251,000	△10,918
合計	532,737	483,015	49,722

2. 売却したその他有価証券
前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)			
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	74,164	5,761	3,497
合計	74,164	5,761	3,497

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)			
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	555,169	35,417	3,247
合計	555,169	35,417	3,247

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	78,250	103,170
勤務費用	16,390	21,549
利息費用	392	1,134
数理計算上の差異の発生額	6,714	4,794
退職給付の支払額	—	△2,317
過去勤務費用の発生額	—	—
転籍にともなう増減額	1,423	—
退職給付債務の期末残高	103,170	128,333

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	103,170	128,333
未積立退職給付債務	103,170	128,333
未認識数理計算上の差異	△14,994	△16,031
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,175	112,301
退職給付引当金	88,175	112,301
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,175	112,301

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
勤務費用	16,390	21,549
利息費用	392	1,134
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	2,414	3,757
過去勤務費用の費用処理額	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	19,198	26,442

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
割引率	1.1%	1.4%
長期期待運用収益率	—	—
予想昇給率	2.4%	2.5%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	36,689	15,395
未払事業所税	315	391
未払事業税	5,611	9,346
賞与引当金	11,808	27,030
退職給付引当金	26,999	34,386
執行役員退職慰労引当金	2,976	9,059
減価償却超過額	1,939	2,860
繰延資産	69	1,310
その他	17,896	17,188
繰延税金資産小計	104,306	116,970
評価性引当金	△456	△456

繰延税金資産合計	103,850	116,513
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△15,225
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産純額	103,850	101,288

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.06%	0.62%
住民税均等割等	0.16%	0.08%
その他	△0.21%	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.63%	31.25%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)
該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
委託者報酬	2,498,484	3,324,618
運用受託報酬	135,404	137,412
成功報酬（注）	1,139	3,361
合計	2,635,028	3,465,392

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）及び当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	2,499,624	135,404	—	2,635,028

2 地域ごとの情報

- (1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。
- (2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
- 3 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	3,327,980	137,412	—	3,465,392

2 地域ごとの情報

- (1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。
- (2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
- 3 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

◇財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	294,061 (2022年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有 間接 100.0%	—	経営管理	連結納税に伴う支払	125,845	未払金	125,845

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	446,769 (2023年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有 間接 100.0%	—	経営管理	グループ通算制度に伴う通算税効果額	189,064	未払金	189,064

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容 役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495 (2022年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	719,836	未払費用	272,230
								運用受託報酬	135,404	未収運用受託報酬	12,849

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容 役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495 (2023年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	1,118,719	未払費用	474,617
								運用受託報酬	137,412	未収運用受託報酬	12,649

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天グループ株式会社（東京証券取引所に上場）
 楽天証券ホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
1株当たり純資産額	222,075円38銭	262,334円11銭
1株当たり当期純利益金額	19,370円74銭	37,292円63銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	251,819	484,804
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	251,819	484,804
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年6月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,858,464
金銭の信託		800,000
前払費用		39,880
未収入金		993
未収委託者報酬		1,459,463
未収運用受託報酬		12,373
未収収益		131
立替金		163,398
その他		30,613
流動資産計		4,365,318
固定資産		
有形固定資産	※ 1	55,749
器具備品		53,868
リース資産		1,881
無形固定資産		18,082
ソフトウェア		18,082
投資その他の資産		893,812
投資有価証券		810,497
長期前払費用		938
繰延税金資産		82,376
固定資産計		967,644
資産合計		5,332,962

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年6月30日)

負債の部		
流動負債		
預り金		29,844
未払費用		925,059
未払消費税等		56,531
未払法人税等		203,296
賞与引当金		37,522
役員賞与引当金		2,552
リース債務		413
流動負債計		1,255,220
固定負債		
賞与引当金		60,745
役員賞与引当金		4,652
退職給付引当金		125,345
執行役員退職慰労引当金		54,357
リース債務		1,655
固定負債計		246,755
負債合計		1,501,976
純資産の部		
株主資本		
資本金		150,000
資本剰余金		
資本準備金		400,000
その他資本剰余金		229,716
資本剰余金合計		629,716

利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,966,411
利益剰余金合計	2,966,411
株主資本合計	3,746,127
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	84,858
評価・換算差額合計	84,858
純資産合計	3,830,986
負債・純資産合計	5,332,962

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,306,879
運用受託報酬	67,402
その他営業収益	119
営業収益計	2,374,401
営業費用	
支払手数料	1,018,956
委託費	57,056
広告宣伝費	5,195
通信費	66,490
協会費	3,576
諸会費	252
その他営業諸経費	76,904
営業費用計	1,228,431
一般管理費	※ 1 598,266
営業利益	547,704
営業外収益	
受取利息	8
有価証券利息	1,692
投資有価証券売却益	11,934
投資有価証券償還益	246
為替差益	879
雑収入	356
営業外収益計	15,117
営業外費用	
事務所移転費用	678
営業費用計	678
経常利益	562,143
特別損失	
固定資産除却損	2,922
特別損失計	2,922
税引前中間純利益	559,221
法人税、住民税及び事業税	192,254
法人税等調整額	△3,314
中間純利益	370,281

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	370,281	370,281	370,281			370,281
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				50,361	50,361	50,361
当中間期変動額合計	370,281	370,281	370,281	50,361	50,361	420,642
当中間期末残高	2,966,411	2,966,411	3,746,127	84,858	84,858	3,830,986

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

◇ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 4年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建投資有価証券については、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は其他有価証券評価差額金として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

		(単位：千円)
		当中間会計期間 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額		61,475

(中間損益計算書関係)

※ 1 減価償却実施額

		(単位：千円)
		当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
有形固定資産		12,477
無形固定資産		10,676
合 計		23,153

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

＜借主側＞

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

当中間会計期間末 2024年6月30日	
1年以内	600
1年超	—
合 計	600

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	810,497	810,497	—
資産計	810,497	810,497	—

（注）金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,858,464			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,459,463			
(4) 未収運用受託報酬	12,373			
(5) 未収収益	131			
資産計	4,130,433	—	—	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

(1) 投資有価証券 その他有価証券	—	810,497	—	810,497
資産計	—	810,497	—	810,497

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	693,497	567,186	126,310
小 計	693,497	567,186	126,310
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	116,999	121,000	△4,000
小 計	116,999	121,000	△4,000
合 計	810,497	688,186	122,310

2. 売却したその他有価証券

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	279,453	11,940	5
合計	279,453	11,940	5

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

委託者報酬	2,278,613
運用受託報酬	67,402
成功報酬（注）	28,265
その他営業収益	119
合計	2,374,401

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合 計
外部顧客への営業収益	2,306,879	67,402	119	2,374,401

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
1株当たり純資産額	294,691円24銭
1株当たり中間純利益金額	28,483円17銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	370,281
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	370,281
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年8月15日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 市川 克也

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。